

- 前子どもを除く負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下この備考の8において同じ。)である乳幼児
- (2) 次のアからウまでに掲げる乳幼児 零
- ア 負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである乳幼児
- イ 負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである乳幼児
- ウ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である乳幼児

別表第2(第6条関係)

各月初日の乳幼児の保護者の属する世帯の階層区分		保育料の額				
		満3歳以上保育認定子ども		満3歳未満保育認定子ども等		
		標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定	
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く。)	0	0	0	0	
C 1	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く。)	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満	5,250	5,150	7,200	7,050
C 2		所得割合算額が39,600円以上44,100円未満	6,050	5,900	8,000	7,850
C 3		所得割合算額が44,100円以上48,600円未満	7,250	7,100	9,200	9,000
C 4		所得割合算額が48,600円以上54,000円未満	8,450	8,300	10,700	10,500
C 5		所得割合算額が54,000円以上59,000円未満	10,200	10,000	12,200	11,950
C 6		所得割合算額が59,000円以上64,000円未満	12,450	12,200	14,250	14,000
C 7		所得割合算額が64,000円以上79,000円未満	17,050	16,750	18,750	18,400

C 8	所得割合算額が79,000円以上97,000円未満	19,850	19,500	23,850	23,400
C 9	所得割合算額が97,000円以上114,000円未満	21,200	20,800	29,750	29,200
C 10	所得割合算額が114,000円以上133,000円未満	22,600	22,200	35,800	35,150
C 11	所得割合算額が133,000円以上151,000円未満	24,000	23,550	41,600	40,850
C 12	所得割合算額が151,000円以上169,000円未満	25,300	24,850	44,500	43,700
C 13	所得割合算額が169,000円以上205,000円未満	26,650	26,150	49,800	48,950
C 14	所得割合算額が205,000円以上256,000円未満	28,500	28,000	52,450	51,550
C 15	所得割合算額が256,000円以上301,000円未満	30,300	29,750	55,450	54,500
C 16	所得割合算額が301,000円以上397,000円未満	31,250	30,700	57,250	56,250
C 17	所得割合算額が397,000円以上	34,050	33,450	62,400	61,300

備考

- この表において、「満3歳以上保育認定子ども」とは支援法施行令第4条第2項に規定する満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども(同条第3項に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。))を除く。)をいい、「満3歳未満保育認定子ども等」とは同項に規定する満3歳未満保育認定子ども及び特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- この表において、「標準時間認定」とは子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。))の保育必要量の区分の認定をいい、「短時間認定」とは同項に規定する1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間

までに限る。)の保育必要量の区分の認定をいう。次表において同じ。

3 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免により市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が免除された者は、B階層の認定に限り、市町村民税が課されない者とみなす。

4 乳幼児の保護者が里親(支援法施行令第4条第2項第8号に規定する里親をいう。)である場合は、A階層とする。

5 C1階層からC3階層までの世帯に属する者が、要保護者等に該当する場合の保育料の額は、当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額とする。

6 C1階層からC17階層までの世帯において、負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合の次の(1)又は(2)に掲げる乳幼児に関する保育料の額は、当該(1)又は(2)に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる乳幼児 当該階層の保育料の額(備考の5の適用があるときは、適用後の額)に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

ア 負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下この備考の6において同じ。)である乳幼児

イ 全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもである場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである乳幼児

(2) 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である乳幼児 零

別表第3(第6条関係)

区分	保育料の額
短時間保育に係る時間外保育	第6条第1項(第2号に限る。)の規定により算定した標準時間認定に係る保育料の額から当該規定により算定した短時間認定に係る保育料の額を控除した額
延長保育	第6条第1項(第2号に限る。)の規定により算定した標準時間認定に係る保育料の額の12パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。ただし、その額が2,750円を超えるときは、2,750円とする。

備考 この表において、「短時間保育に係る時間外保育」とは短時間認定の乳幼児に対する保育の提供を行う日の午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までの間の時間外保育(支援法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下同じ。)をいい、「延長保育」とは保育の提供を行う日の午後6時30分から午後7時30分までの間の時間外保育をいう。

広島市規則第50号

平成27年3月31日

広島市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島市保育の実施に関する条例施行規則(昭和62年広島市規則第29号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市保育の実施等に関する規則

第1条中「広島市保育の実施に関する条例(昭和62年広島市条例第9号。以下「条例」という。)の施行」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定による保育の実施、同条第3項の規定による利用の調整及び要請並びに同条第5項及び第6項の規定による措置(以下「措置」という。)並びに措置に要する費用の徴収」に改める。

第2条を次のように改める。

(入所に係る申込み)

第2条 児童福祉法第24条第1項に規定する乳幼児について、保育所若しくは認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)において保育を受けようとし、又は家庭的保育事業等(児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)により保育を受けようとする者は、所定の申込書を福祉事務所に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みは、当該申込みに係る乳幼児の保育の必要の程度及び家族等の状況に係る書類その他福祉事務局長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

第3条中「福祉事務局長は、」の右に「保育所又は本市の設置する認定こども園における」を加え、「長に」を「長若しくは設置者又は認定こども園の長に、本市以外の者の設置する認定こども園における保育又は家庭的保育事業等による保育に係る利用の要請を行うときは保護者及び認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に」に、「不承諾した」を「承諾せず、かつ、保育に係る利用の要請を行わない」に改める。

第4条の見出し中「実施期間」を「期間」に改め、同条第1項中「実施期間」を「期間」に、「保育の実施を開始した」を「福祉事務局長が定める」に、「小学校就学の始期に達するまでの間において保護者が条例第2条に規定する保育の実施基準に該当する最後の日の属する月」を「支援法第20条第4項に規定する支給認定(支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)の有効期間」に改め、同条第2項中「実施期間」を「期間」に改め、同条第3項中「実施期間」を「期間」に、「保育所の長」を「本市の設置する保育所若しくは認定こども園の長、本市以外の者の設置する保育所若しく

は認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者」に改める。

第5条を次のように改める。

(届出義務)

第5条 保護者は、第2条第1項の規定により申込みをした事項に変更があつたときは、速やかに福祉事務所に届け出なければならない。

第9条を削る。

第8条中「第6条第3項及び第5項」を「第7条第2項及び第4項」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条第1項を次のように改める。

児童福祉法第56条第3項の規定に基づき、保育料として、措置を受けている乳幼児又はその扶養義務者から、別表に定める額を徴収する。

第6条第2項を削り、同条第3項中「乳幼児が月の初日以外の日に入所し、又は月の末日以外の日に退所した」を「措置による保育が月の途中において開始し、又は終了した」に、「別に定めるところにより日割計算」を「日割りにより計算するもの」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項第1号及び第2号を次のように改め、同項を同条第3項とする。

(1) 月の初日が非提供日(当該乳幼児に対して保育の提供を行わない、又は保育の提供が行われない日をいう。以下同じ。)に当たる月に措置による保育を開始する場合において、その開始に係る日が当該非提供日後最初に到来する非提供日でない日であるとき。

(2) 月の末日が非提供日に当たる月に措置による保育を終了する場合において、その終了に係る日が当該非提供日の直前の非提供日でない日であるとき。

第6条第5項中「その他やむを得ない理由」を「その他の特別の事由」に、「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(措置の決定等)

第6条 福祉事務所長は、措置の決定をしたときは、保護者及び本市の設置する保育所若しくは認定こども園の長、本市以外の者の設置する保育所若しくは認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に所定の通知書により通知するものとする。

2 福祉事務所長は、措置を解除し、又は停止することを決定したときは、保護者及び本市の設置する保育所若しくは認定こども園の長、本市以外の者の設置する保育所若しくは認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に所定の通知書により通知するものとする。

第10条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

(収入申告等)

第10条 第7条第1項に規定する乳幼児の扶養義務者は、市長の指定する日までに、保育料の額の算定のために必要な事項に関する書類を市長に提出しなければならない。

2 新たに措置をされる乳幼児の扶養義務者は、措置の決定後直

ちに、前年(1月から8月までの間に措置をされる者にあつては、前々年)の収入について所定の申告書により市長に申告しなければならない。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

各月初日の乳幼児の扶養義務者の属する世帯の階層区分		保育料の額				
		満3歳以上幼児		満3歳未満乳幼児等		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く。)	0	0	0	0	
C 1	市町村民税課税世帯であつて、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く。)	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満	5,250	5,150	7,200	7,050
C 2	所得割合算額が39,600円以上44,100円未満	6,050	5,900	8,000	7,850	
C 3	所得割合算額が44,100円以上48,600円未満	7,250	7,100	9,200	9,000	
C 4	所得割合算額が48,600円以上54,000円未満	8,450	8,300	10,700	10,500	
C 5	所得割合算額が54,000円以上59,000円未満	10,200	10,000	12,200	11,950	
C 6	所得割合算額が59,000円以上64,000円未満	12,450	12,200	14,250	14,000	
C 7	所得割合算額が64,000円以上79,000円未満	17,050	16,750	18,750	18,400	
C 8	所得割合算額が79,000円以上97,000円未満	19,850	19,500	23,850	23,400	
C 9	所得割合算額が97,000円以上114,000円未満	21,200	20,800	29,750	29,200	

C10	所得割合算額が114,000円以上133,000円未満	22,600	22,200	35,800	35,150
C11	所得割合算額が133,000円以上151,000円未満	24,000	23,550	41,600	40,850
C12	所得割合算額が151,000円以上169,000円未満	25,300	24,850	44,500	43,700
C13	所得割合算額が169,000円以上205,000円未満	26,650	26,150	49,800	48,950
C14	所得割合算額が205,000円以上256,000円未満	28,500	28,000	52,450	51,550
C15	所得割合算額が256,000円以上301,000円未満	30,300	29,750	55,450	54,500
C16	所得割合算額が301,000円以上397,000円未満	31,250	30,700	57,250	56,250
C17	所得割合算額が397,000円以上	34,050	33,450	62,400	61,300

備考

- この表において、「満3歳以上幼児」とは満3歳に達する日以後最初の4月1日から小学校就学の始期に達する日までの間にある幼児をいい、「満3歳未満乳幼児等」とは満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある乳幼児をいう。
- この表において、「標準時間」とは1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育時間をいい、「短時間」とは1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育時間をいう。
- この表において「生活保護世帯」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「支援法施行令」という。）第4条第1項第5号に規定する被保護者が属する世帯をいう。
- この表において、「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第29条第1項第1号に掲げる均等割の額をいい、「所得割合

算額」とは乳幼児の扶養義務者及び当該扶養義務者と同一の世帯に属する者についての同法の規定による市町村民税の同項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）を合算した額をいう。

- 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免により市町村民税（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が免除された者は、B階層の認定に限り、市町村民税が課されない者とみなす。
- 所得割合算額の計算においては、地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族のうち16歳未満の者の数が2人を超える場合は、乳幼児の扶養義務者の属する世帯の所得割合算額から2人を超える1人ごとに2万2,800円を控除した額を所得割合算額とする。
- 4月から8月までの各月分の保育料にあつては前年度分の均等割の額又は所得割（地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。以下同じ。）の額により、9月から翌年3月までの各月分の保育料にあつては当該年度分の均等割の額又は所得割の額により、それぞれ各月初日における乳幼児の扶養義務者の属する世帯の階層を認定する。ただし、市町村民税の課税関係が判明しないため、当該世帯の階層を認定することができない場合は1年度前の年度分の均等割の額又は所得割の額によることとし、なお市町村民税の課税関係が判明しない場合の当該世帯の階層は、当該世帯の収入額及び世帯構成を勘案して認定するものとする。
- 乳幼児が里親（支援法施行令第4条第2項第8号に規定する里親をいう。）に委託されている場合は、A階層とする。
- C1階層からC3階層までの世帯に属する者が、要保護者等（支援法施行令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）に該当する場合の保育料の額は、当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額とする。
- C1階層からC17階層までの世帯において、負担額算定基準子ども（支援法施行令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の次の(1)又は(2)に掲げる乳幼児に関する保育料の額は、当該(1)又は(2)に定める額とする。
 - 次のア又はイに掲げる乳幼児 当該階層の保育料の額（備考の9の適用があるときは、適用後の額）に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
 - 負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子ども（支援法施行令第14条に規定する小学校第3学年修了前子どもをいう。）がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（同条第1号ロに規

定する負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。) (最年長負担額算定基準小学校就学前子ども(同号イに規定する最年長負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。))を除く負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下この備考の10において同じ。)である乳幼児

イ 全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子ども(支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。)の場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである乳幼児

(2) 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である乳幼児 零

11 1日当たり11時間を超える保育を行う場合の保育料の額は、当該階層の標準時間の保育料の額(備考の9又は10の適用があるときは、適用後の額)に、当該保育所若しくは認定こども園又は家庭的保育事業等における支援法第59条第2号に規定する時間外保育に係る保育料の額に準じて定める額を加算した額とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



広島市規則第51号

平成27年3月31日

広島市保育園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市保育園条例施行規則の一部を改正する規則

広島市保育園条例施行規則(昭和23年10月4日広島市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第3条中「受託」を「入園」に、「ことがある」を「ことができる」に改める。

第4条中「第4条第1号の市長の」を「第4条第1号ただし書の市長が」に、「保育時間は」を「開園時間は」に改め、同条の表中「保育時間」を「開園時間」に、「毎日午前8時」を「午前7時30分」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第4条第2号ただし書の市長が定める保育園及びその休園日は、次のとおりとする。

名 称	休 園 日
祇園保育園	1月1日から1月4日まで、12月30日及び12月31日

第5条中「乳幼児受託定数」を「利用定員」に改め、同条の表中「受託定数」を「利用定員」に改め、同表基町保育園の項中「185人」を「179人」に改め、同表出島保育園の項中「38人」を「67人」に改め、同表阿戸保育園の項を削り、同表三筋保育園の項中「92人」を「98人」に改め、同表鈴峰園

保育園の項中「190人」を「166人」に改める。

第6条第1項及び第2項中「第9条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

第6条 条例第7条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号、第3号又は第4号に掲げる乳幼児の保護者が本市の区域の外に居住地を有する場合は、第1号又は第3号に掲げる乳幼児にあつては当該居住地の市町村が定める額とし、第4号に掲げる乳幼児にあつては当該居住地の市町村と協議して定める額とする。

(1) 条例第7条第2項第1号に掲げる乳幼児 別表第1に定める額

(2) 条例第7条第2項第2号に掲げる乳幼児 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

(3) 条例第7条第2項第3号に掲げる幼児 別表第2に定める額

(4) 条例第7条第2項第4号に掲げる乳幼児 別表第3に定める額

2 乳幼児が月の途中において入園し、又は退園した場合における当該月の保育料の額は、前項の規定にかかわらず、日割りにより計算するものとする。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

(1) 月の初日が非提供日(当該乳幼児に対して保育の提供を行わない日をいう。以下同じ。)に当たる月に入園する場合において、その入園に係る日が当該非提供日後最初に到来する非提供日でない日であるとき。

(2) 月の末日が非提供日に当たる月に退園する場合において、その退園に係る日が当該非提供日の直前の非提供日でない日であるとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

4 市長は、災害、疾病その他の特別の事由があると認めるときは、前3項の規定による保育料の額を変更することができる。

第7条 保育料は、所定の納入通知書により徴収する。

2 保育料の納付期限は、毎月末日(12月分の保育料については、翌年1月4日)とする。

3 前項の規定により定められる納付期限が土曜日に該当するときは、同項の規定にかかわらず、その日の翌日を納付期限とみなす。

4 市長は、特別の事情がある場合においては、前2項の納付期限を変更することができる。

本則に次の1条を加える。

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1 (第6条関係)

各月初日の乳幼児の保護者の属する世帯の階層区分		保育料の額				
		満3歳以上保育認定子ども		満3歳未満保育認定子ども等		
		標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定	
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	市町村民税非課税世帯（A階層の世帯を除く。）	0	0	0	0	
C 1	市町村民税課税世帯であつて、その税額の区分が次の区分に該当するもの（A階層の世帯を除く。）	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満	5,250	5,150	7,200	7,050
C 2		所得割合算額が39,600円以上44,100円未満	6,050	5,900	8,000	7,850
C 3		所得割合算額が44,100円以上48,600円未満	7,250	7,100	9,200	9,000
C 4		所得割合算額が48,600円以上54,000円未満	8,450	8,300	10,700	10,500
C 5		所得割合算額が54,000円以上59,000円未満	10,200	10,000	12,200	11,950
C 6		所得割合算額が59,000円以上64,000円未満	12,450	12,200	14,250	14,000
C 7		所得割合算額が64,000円以上79,000円未満	17,050	16,750	18,750	18,400
C 8		所得割合算額が79,000円以上97,000円未満	19,850	19,500	23,850	23,400
C 9		所得割合算額が97,000円以上114,000円未満	21,200	20,800	29,750	29,200
C 10		所得割合算額が114,000円以上133,000円未満	22,600	22,200	35,800	35,150
C 11		所得割合算額が133,000円以上151,000円未満	24,000	23,550	41,600	40,850
C 12		所得割合算額が151,000円以上169,000円未満	25,300	24,850	44,500	43,700
C 13		所得割合算額が169,000円以上205,000円未満	26,650	26,150	49,800	48,950
C 14		所得割合算額が205,000円以上256,000円未満	28,500	28,000	52,450	51,550
C 15		所得割合算額が256,000円以上301,000円未満	30,300	29,750	55,450	54,500
C 16		所得割合算額が301,000円以上397,000円未満	31,250	30,700	57,250	56,250
C 17		所得割合算額が397,000円以上	34,050	33,450	62,400	61,300

備考

- この表において、「満3歳以上保育認定子ども」とは子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「支援法施行令」という。）第4条第2項に規定する満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子ども（同条第3項に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）を除く。）をいい、「満3歳未満保育認定子ども等」とは同項に規定する満3歳未満保育認定子ども及び特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- この表において、「標準時間認定」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の区分の認定をいい、「短時間認定」とは同項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の区分の認定をいう。別表第3において同じ。
- この表において「生活保護世帯」とは、支援法施行令第4条第1項第5号に規定する被保護者が属する世帯をいう。次表において同じ。
- この表において、「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第1号に掲げる均等割の額をいい、「所得割合算額」とは乳幼児の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者についての同法の規定による市町村民税の同項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行

規則第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額を合算した額をいう。次表において同じ。

- 5 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免により市町村民税（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が免除された者は、B階層の認定に限り、市町村民税が課されない者とみなす。
- 6 所得割合算額の計算においては、地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族のうち16歳未満の者の数が2人を超える場合は、乳幼児の保護者の属する世帯の所得割合算額から2人を超える1人ごとに2万2,800円を控除した額を所得割合算額とする。次表において同じ。
- 7 4月から8月までの各月分の保育料にあつては前年度分の均等割の額又は所得割（地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。以下同じ。）の額により、9月から翌年3月までの各月分の保育料にあつては当該年度分の均等割の額又は所得割の額により、それぞれ各月初日における乳幼児の保護者の属する世帯の階層を認定する。ただし、市町村民税の課税関係が判明しないため、当該世帯の階層を認定することができない場合は1年度前の年度分の均等割の額又は所得割の額によることとし、なお市町村民税の課税関係が判明しない場合の当該世帯の階層は、当該世帯の収入額及び世帯構成を勘案して認定するものとする。次表において同じ。
- 8 乳幼児の保護者が里親（支援法施行令第4条第2項第8号に規定する里親をいう。）である場合は、A階層とする。
- 9 C1階層からC3階層までの世帯に属する者が、要保護者等（支援法施行令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当する場合の保育料の額は、当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額とする。
- 10 C1階層からC17階層までの世帯において、負担額算定基準子ども（支援法施行令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の次の(1)又は(2)に掲げる乳幼児に関する保育料の額は、当該(1)又は(2)に定める額とする。
 - (1) 次のア又はイに掲げる乳幼児 当該階層の保育料の額（備考の9の適用があるときは、適用後の額）に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
 - ア 負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子ども（支援法施行令第14条に規定する小学校第3学年修了前子どもをいう。以下同じ。）がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（同条第1号ロに規定する負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（同号イに規定する最年長負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下

同じ。）を除く負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下この備考の10において同じ。）である乳幼児

イ 全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである乳幼児

(2) 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である乳幼児 零

11 特定教育・保育等（支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育、支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は支援法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。以下同じ。）を受ける満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども等に該当する乳幼児が、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に第4条第2項に規定する保育園において保育必要量の範囲内で保育を受ける場合の当該保育に係る保育料の額は、零とする。

別表第2（第6条関係）

各月初日の乳幼児の保護者の属する世帯の階層区分		保育料の額
A	生活保護世帯	円 0
B	市町村民税非課税世帯（A階層の世帯を除く。）	0
C1	市町村民税課税世帯であつて、その税額の区分が次の区分に該当するもの（A階層の世帯を除く。）	均等割の額のみ
C2		所得割合算額が39,601円未満
C3		所得割合算額が39,601円以上44,101円未満
C4		所得割合算額が44,101円以上48,601円未満
C5		所得割合算額が48,601円以上54,001円未満
C6		所得割合算額が54,001円以上

備考

- 1 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免により所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が免除された者は、B階層又はC1階層の認定に限り、所得割が課されない者とみなす。
- 2 乳幼児の保護者が養育里親等（支援法施行令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。）である場合は、B階層とする。
- 3 C1階層からC6階層までの世帯（所得割合算額が7万7,101円未満の世帯に限る。）に属する者が、要保護者等に該当する場合の保育料の額は、C1階層にあつては零とし、C2階層からC6階層までにあつては当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額とする。
- 4 C1階層からC6階層までの世帯において、負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合の次の(1)又は(2)

に掲げる乳幼児に関する保育料の額は、当該(1)又は(2)に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる乳幼児 当該階層の保育料の額（備考の3の適用があるときは、適用後の額）に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである乳幼児

イ 全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。）以下この備考の4において同じ。）である乳幼児

(2) 次のアからウまでに掲げる乳幼児 零

ア 負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである乳幼児

イ 負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである乳幼児

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である乳幼児

別表第3（第6条関係）

区分	保育料の額
短時間保育に係る時間外保育	第6条第1項（第1号に限る。）の規定により算定した標準時間認定に係る保育料の額から当該規定により算定した短時間認定に係る保育料の額を控除した額
延長保育	第6条第1項（第1号に限る。）の規定により算定した標準時間認定に係る保育料の額の12パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、その額が2,750円を超えるときは、2,750円とする。

備考 この表において、「短時間保育に係る時間外保育」とは短時間認定の乳幼児に対する保育の提供を行う日の午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までの間の時間外保育（支援法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下同じ。）をいい、「延長保育」とは保育の提供を行う日の午後6時30分から午後7時30分までの間の時間外保育をいう。

附 則

この規則は、平成27年度4月1日から施行する。

広島市規則第52号

平成27年3月31日

広島市立幼稚園の授業料に関する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市立幼稚園の授業料に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号。以下「条例」という。）第3条第2項及び第8条の規定に基づき、広島市立幼稚園の授業料に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業料の額）

第2条 条例第3条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号に掲げる園児の保護者が本市の区域の外に居住地を有する場合は、当該居住地の市町村が定める額とする。

(1) 条例第3条第2項第1号及び第3号に掲げる園児 別表に定める額

(2) 条例第3条第2項第2号に掲げる園児 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

2 園児が月の途中において入園し、休園し、復園し、又は退園した場合における当該月の授業料の額は、前項の規定にかかわらず、日割りにより計算するものとする。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

(1) 月の初日が休業日（広島市立幼稚園園則（昭和42年広島市教育委員会規則第6号）第5条第1項（第3号から第6号までを除く。）に規定する休業日をいう。次号において同じ。）に当たる月に入園し、又は復園する場合において、その入園又は復園に係る日が当該休業日後最初に到来する休業日でない日であるとき。

(2) 月の末日が休業日に当たる月に退園し、又は休園する場合において、その退園又は休園に係る日が当該休業日の直前の休業日でない日であるとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

4 市長は、災害、疾病その他の特別な事由があると認めるときは、前3項の規定による授業料の額を変更することができる。

（委任規定）

第3条 この規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 広島市立学校の授業料等の減免に関する規則（昭和48年広島市規則第53号）の一部を次のように改正する。

題名中「広島市立学校」を「広島市立高等学校等」に改める。第1条中「授業料」の右に「（広島市立高等学校及び広島市立中等教育学校の後期課程の授業料に限る。以下同じ。）」を加える。

第2条第1項を削り、同条第2項中「広島市立高等学校及び広島市立中等教育学校の後期課程の」及び「（以下「高等学校等授業料」という。）」を削り、同項第1号中「高等学校等授業料」を「授業料」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第3条第1項を削り、同条第2項中「高等学校等授業料」を「授業料」に改め、同項第1号中「前条第2項第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号」を「前条第1項第2号」に改め、同項第3号中「前条第2項第3号」を「前条第1項第3号」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項第1号中「前条第3項第1号」を「前条第2項第1号」に改め、同項第2号中「前条第3項第2号」を「前条第2項第2号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「又は第2項」に改め、「より」の右に「、学校長を経由して」を加え、後段を削り、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とする。

第4条中「より」の右に「、学校長を経由して」を加え、後段を削る。

別表第1から別表第4までを削る。

3 前項の規定による改正後の広島市立高等学校等の授業料等の減免に関する規則の規定は、平成27年度4月分以降の授業料等の減免について適用する。

別表（第2条関係）

各月初日の園児の保護者の属する世帯の階層区分		授業料の額
A	生活保護世帯	円 0
B	市町村民税非課税世帯（A階層の世帯を除く。）	0
C1	均等割の額のみ	3,000
C2	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの（A階層の世帯を除く。）	所得割合算額が39,601円未満 5,150
C3		所得割合算額が39,601円以上44,101円未満 5,900
C4		所得割合算額が44,101円以上48,601円未満 7,100
C5		所得割合算額が48,601円以上54,001円未満 8,300
C6		所得割合算額が54,001円以上 8,800

備考

1 この表において「生活保護世帯」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「支援法施行令」という。）第4条第1項第5号に規定する被保護者が属する世帯をいう。

2 この表において、「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第1号に掲げる均等割の額をいい、「所得割合算額」とは園児の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者についての同法の規定による市町村民税の同項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）を合算した額をいう。

3 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免により

所得割（同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。以下同じ。）（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が免除された者は、B階層又はC1階層の認定に限り、所得割が課されない者とみなす。

4 所得割合算額の計算においては、地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族のうち16歳未満の者の数が2人を超える場合は、園児の保護者の属する世帯の所得割合算額から2人を超える1人ごとに2万2,800円を控除した額を所得割合算額とする。

5 4月から8月までの各月分の授業料にあつては前年度分の均等割の額又は所得割の額により、9月から翌年3月までの各月分の授業料にあつては当該年度分の均等割の額又は所得割の額により、それぞれ各月初日における園児の保護者の属する世帯の階層を認定する。ただし、市町村民税の課税関係が判明しないため、当該世帯の階層を認定することができない場合は1年度前の年度分の均等割の額又は所得割の額によることとし、なお市町村民税の課税関係が判明しない場合の当該世帯の階層は、当該世帯の収入額及び世帯構成を勘案して認定するものとする。

6 条例第3条第2項第1号に掲げる園児の保護者が養育里親等（支援法施行令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。）である場合はB階層とし、条例第3条第2項第3号に掲げる園児の保護者が里親（支援法施行令第4条第2項第8号に規定する里親をいう。）である場合はA階層とする。

7 C1階層からC6階層までの世帯（所得割合算額が7万7,101円未満の世帯に限る。）に属する者が、要保護者等（支援法施行令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）に該当する場合の授業料の額は、C1階層にあつては零とし、C2階層からC6階層までにあつては当該階層の授業料の額から1,000円を減じた額とする。

8 C1階層からC6階層までの世帯において、負担額算定基準子ども（支援法施行令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の次の(1)又は(2)に掲げる園児に関する授業料の額は、当該(1)又は(2)に定める額とする。

(1) 次のアからウに掲げる支給認定子ども（支援法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）に該当する園児 当該階層の授業料の額（備考の7の適用があるときは、適用後の額）に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子ども（支援法施行令第14条に規定する小学校第3学年修了前子どもをいう。以下同じ。）が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（同条第1号イに規定する最年長負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）である教

- 育認定子ども（支援法施行令第4条第1項に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）
- イ 負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（支援法施行令第14条第1号口に規定する負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。）である満3歳以上保育認定子ども（支援法施行令第4条第2項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）
 - ウ 全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）の場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども
- (2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子どもに該当する園児 零
- ア 負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども
 - イ 負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども
 - ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

告 示

広島市告示第84号

平成27年3月2日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年3月1日

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
有限会社咲楽	訪問介護事業所咲楽	広島市中区吉島新町一丁目4番1号	訪問介護及び介護予防訪問介護
医療法人社団あと会	ふかわ・くにくさ訪問介護事業所	広島市安佐北区上深川町186番地1	訪問介護及び介護予防訪問介護
社会福祉法人正仁会	なごみの郷訪問看護ステーション	広島市安佐北区落合南二丁目26番11号	訪問看護及び介護予防訪問看護

医療法人まつおか内科脳神経内科	リハビリ訪問看護ステーションこころ	広島市安佐南区伴南一丁目5番18-8号 西風新都ゆめビル203号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社奏音	いろは訪問看護リハビリステーション	広島市安佐南区西原四丁目32番14-104号 天神米田ビル	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター可部訪問看護ステーション	広島市安佐北区亀山二丁目15番33号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター可部訪問看護ステーション	広島市安佐北区亀山二丁目15番33号	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導
株式会社かんほきょうコミュニティサポート	リハビリサロンおひさま	広島市安佐南区緑井一丁目10番7号	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社 Seiwa	デイサービスハビネス川内	広島市安佐南区川内五丁目18番25号	通所介護及び介護予防通所介護

広島市告示第85号

平成27年3月2日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年3月1日

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
日本基準寝具株式会社	エコールenta 24中央	広島市中区南竹屋町7番8号	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
医療法人社団あと会	ふかわ・くにくさ定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	広島市安佐北区上深川町186番地1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
医療法人社団あと会	ふかわ・くにくさ夜間対応型訪問介護事業所	広島市安佐北区上深川町186番地1	夜間対応型訪問介護
医療法人好縁会	グループホームふれあい東野	広島市安佐南区東野三丁目30番21号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

広島市告示第86号

平成27年3月2日

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規

定に基づき、土地及び家屋に関する平成27年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 縦覧期間

平成27年4月1日(水)から4月30日(木)までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分までとします。

3 縦覧場所

固定資産(土地又は家屋)の所在地により、次のとおりとします。

なお、出張所においては、当該出張所管内に所在する土地又は家屋についてのみ縦覧することができます。

固定資産の所在地	縦覧場所
中 区	中 区 役 所 (中区国泰寺町一丁目4番21号)
東 区	東 区 役 所 (東区東蟹屋町9番38号)
	温品出張所 (東区温品五丁目1番18号)
南 区	中 区 役 所 (中区国泰寺町一丁目4番21号)
	南 区 役 所 (南区皆実町一丁目5番44号)
西 区	西 区 役 所 (西区福島町二丁目2番1号)
	安佐南区役所 (安佐南区古市一丁目33番14号)
安佐南区	佐 東 出 張 所 (安佐南区緑井六丁目29番28号)
	祇園出張所 (安佐南区祇園二丁目4番7号)
	沼田出張所 (安佐南区伴東四丁目18番6号)
	安佐北区役所 (安佐北区古市一丁目33番14号)
安佐北区	安佐北区役所 (安佐北区可部四丁目13番13号)
	白木出張所 (安佐北区白木町大字秋山2391番地の4)
	高陽出張所 (安佐北区深川五丁目13番7号)
	安佐出張所 (安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1)
安芸区	東 区 役 所 (東区東蟹屋町9番38号)
	安芸区役所 (安芸区船越南三丁目4番36号)
	中野出張所 (安芸区中野三丁目20番9号)
	阿戸出張所 (安芸区阿戸町6257番地の2)
安芸区	矢野出張所 (安芸区矢野東五丁目7番18号)
	西 区 役 所 (西区福島町二丁目2番1号)
	佐伯区役所 (佐伯区海老園二丁目5番28号)
佐伯区	湯来出張所 (佐伯区湯来町大字和田166番地)

4 縦覧できる人

(1) 土地価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている土地を所有する人(縦覧できるのは、その土地の所在する区に係る縦覧帳簿に限ります。)

(2) 家屋価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている家屋を所有する人(縦覧できるのは、その家屋の所在する区に係る縦覧帳簿に限ります。)

※ なお、上記の人の代理人及び納税管理人も縦覧することができます。



広島市告示第87号

平成27年3月2日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療)として下記のとおり指定します。

広島市長 松井 一 實

記

名称	医療機関コード	所在地	指定の期間
まつおか内科脳神経内科	0223576	広島市安佐南区伴南一丁目5番18-8-203号	平成26年4月1日～平成32年3月31日
あさひ町薬局	0146532	広島市南区西旭町8-6	平成27年3月1日～平成33年2月28日
ライフしみず薬局	0247694	広島市佐伯区楽々園四丁目5番2号	平成27年3月1日～平成33年2月28日



広島市告示第88号

平成27年3月3日

母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)第13条の規定に基づき、次に掲げる指定養育医療機関から指定辞退の申出がありました。

また、母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第5項の規定に基づき、養育医療を担当させる機関として次に掲げる医療機関を指定したので、広島市母子保健法施行細則(昭和41年広島市規則第39号)第9条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 指定の辞退

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
広島市立広島市民病院	広島市中区基町7番33号	平成26年3月31日
広島市立安佐市民病院	広島市安佐北区可部南二丁目1番1号	平成26年3月31日

2 指定

医療機関の名称	所在地	指定年月日
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院	広島市中区基町7番33号	平成26年4月1日
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立安佐市民病院	広島市安佐北区可部南二丁目1番1号	平成26年4月1日



広島市告示第89号

平成27年3月3日

広島市市営住宅等条例(平成9年広島市条例第35号)第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井 一 實

1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）

別紙のとおり。

2 変更期間

平成27年3月3日から平成27年3月31日まで

3 変更理由

浴槽・風呂釜設置

~~~~~



(別紙)

【変更後の家賃額】

| 住 宅 種 別 | 住 宅 名      | 号室   | 構造 | 建設年度  | 利便性係数  | 近傍同種家賃<br>(家賃限度額) | 本 来 家 賃 ( 月 額 ) |         |         |         |         |         |         |         |        |        | 単位：円 |
|---------|------------|------|----|-------|--------|-------------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|------|
|         |            |      |    |       |        |                   | 政 令 月 取         |         |         |         |         |         |         |         |        |        |      |
|         |            |      |    |       |        |                   | 0               | 104,001 | 123,001 | 139,001 | 158,001 | 186,001 | 214,001 | 259,001 |        |        |      |
| 公営      | 戸坂百田第十アパート | 101号 | 中耐 | 昭和42年 | 0.8102 | 15,300            | 0               | 104,000 | 123,000 | 139,000 | 158,000 | 186,000 | 214,000 | 259,000 | 15,300 | 42,800 |      |
| 公営      | 南観音南第三アパート | 106号 | 中耐 | 昭和58年 | 0.8676 | 42,800            | 104,000         | 123,000 | 139,000 | 158,000 | 186,000 | 214,000 | 259,000 | 15,300  | 42,800 |        |      |

\*収入超過者の家賃：本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃+ (近傍同種家賃-本来家賃) × 割増率)

【割増率】

| 収 入 区 分           | 1 年 日 | 2 年 日 | 3 年 日 | 4 年 日 | 5 年 日 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 158,001円～186,000円 | 1 / 5 | 2 / 5 | 3 / 5 | 4 / 5 | 1     |
| 186,001円～214,000円 | 1 / 4 | 2 / 4 | 3 / 4 | 1     | —     |
| 214,001円～259,000円 | 1 / 2 | 1     | —     | —     | —     |
| 259,001円～         | 1     | —     | —     | —     | —     |